

検討委員会の最近の動きを紹介します



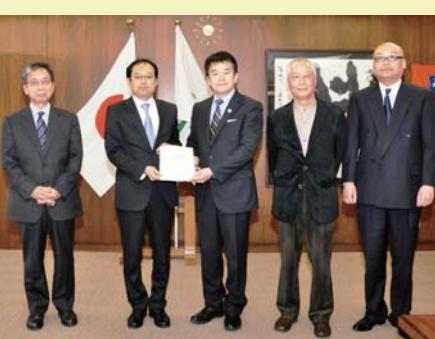
市民活動サポートセンターのフェスティバルに参加しました

2月26日(土)、27日(日)に開催された「さいたま市市民活動サポートセンター第4回春のフェスティバル」に参加し、ミニサロンで来場者との意見交換を行うとともに、ポスターセッションを行い、桜の木のボードに意見を記入していただきました。



意見の花が満開になりました

「中間報告」を清水市長に提出しました



市長への中間報告の提出

最終報告に向けて、みなさんの意見をお聞かせください

出前意見交換会

ご希望の団体等には、日時と場所をご相談のうえ、検討委員会のメンバーがお伺いいたします。

期間：
平成23年7月頃まで

市民活動サポートセンター展示コーナー

さいたま市市民活動サポートセンター（浦和駅東口のコムナーレ9階）の自治基本条例常設展示コーナーに木のボードを設置していますので、自由に意見を記入ください。



期間：
平成23年7月頃まで

市民意見交換会

中間報告の説明と意見交換を行う市民意見交換会を各地域で順次開催していますので、ぜひご参加ください。

期間：
平成23年7月頃まで

詳しくは、市ホームページをご覧いただくか、事務局（企画調整課）までお問い合わせください。

郵便・FAX・Eメールでもご意見をお待ちしています

「中間報告」に関するご意見は、氏名、連絡先を明記の上、郵便、FAX、Eメールにより事務局（企画調整課）まで送付してください。なお、ご意見は検討に当たっての参考とし、回答はいたしませんのでご了承ください。

発行 さいたま市自治基本条例検討委員会

事務局 さいたま市政局政策企画部企画調整課 所在地 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
Tel 048(829)1035 Fax 048(829)1985 E-mail kikaku-chosei@city.saitama.lg.jp

自治基本条例

ヌウといっしょに考えよう

さいたま市自治基本条例検討委員会からのおたより

No.4

H23.5

「自治基本条例」とは、地方分権の時代、市政や自分たちのまちづくりをどう進めていくのか、その基本となる考え方やルール等を定めるものです。さいたま市では、公募市民を含めた検討委員会で自治基本条例の検討を行っています。

平成23年3月には、広く市民の声を聞きながらこれまで検討してきた内容を「中間報告」としてとりまとめました。検討委員会では、今後、最終報告に向けてさらに議論を深めています。

これまでの検討結果が「中間報告」となりました

めざすまちの姿
(自治基本条例検討委員会の想い)

市民が課題解決にあたるまち
市民が誇りをもつまち
互いに助け合うまち
市民が主役のまち

条例の目的
市政への市民参加
協働
身近なコミュニティ

豊かな自然環境の中で子供が成長するまち
企業や学校、団体等の活力を引き出すまち

みんなの想いで育っているよ

自治の基本理念
市民の権利
市民の責務

課題の解決を図る上で、「羅針盤」としての役割を果たせるものに。
各主体の意識の向上を促し、本市の「自治」が変わることを期待。

「オリジナルな条例」、「新しいスタンダードとなる条例」に。
分かりやすく、説得力のある条例に。

自治基本条例の目指す方向性（性格・特徴）

「中間報告」の主な内容は、中面をご覧ください。

条例の目的

- この条例は、自治を担う市民、議会、市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）の主体的な取組を促し、市民自治の確立を図り、もって市民が幸せを感じ、誇りを持てる都市を実現することを目的とする。
- そのために、市（さいたま市をいう。以下同じ。）の自治の基本理念を明示し、市民の権利及び責務、議会、市長等の役割及び責務、まちづくり（市政運営を含む。）の基本的事項等を定める。

自治の基本理念

市民、議会、市長等は以下に掲げることを自治の基本理念として、市民自治の確立を目指すものとする。

- （1）まちづくり（豊かで暮らしやすいまちをつくるための活動をいう。以下同じ。）は、市民が責任を持って主体的に地域や市の課題解決に取り組むことを基本とする。
- （2）住民の信託を受けた議会及び市長等は、それぞれの役割や責務を果たしながら、市民のための市政運営を行う。
- （3）市は、国や県と対等な立場に立って協力関係を築くとともに、自律的な市政運営の実現を目指す。

市民の権利

- 市民は、安全で安心な環境の中で暮らし、活動する権利を有する。
- 市民は、市民自治を担う主体として尊重されるとともに、次に掲げる権利を有する。
 - （1）市政に関する情報を議会及び市長等と共有すること。
 - （2）政策の立案、実施及び評価の過程に関わること。
 - （3）まちづくりの成果を享受すること。

市民の責務

- 市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。
- 市民は、市政及びまちづくりへの参加に当たり、法令等を遵守するとともに、自らの発言や行動に責任を持つよう努めるものとする。
- 市民は、互いの発言や行動を認め合いながら、互いに助け合い、まちづくりに努めるものとする。
- 市民は、公共サービスの享受に当たり、応分の負担を負うものとする。

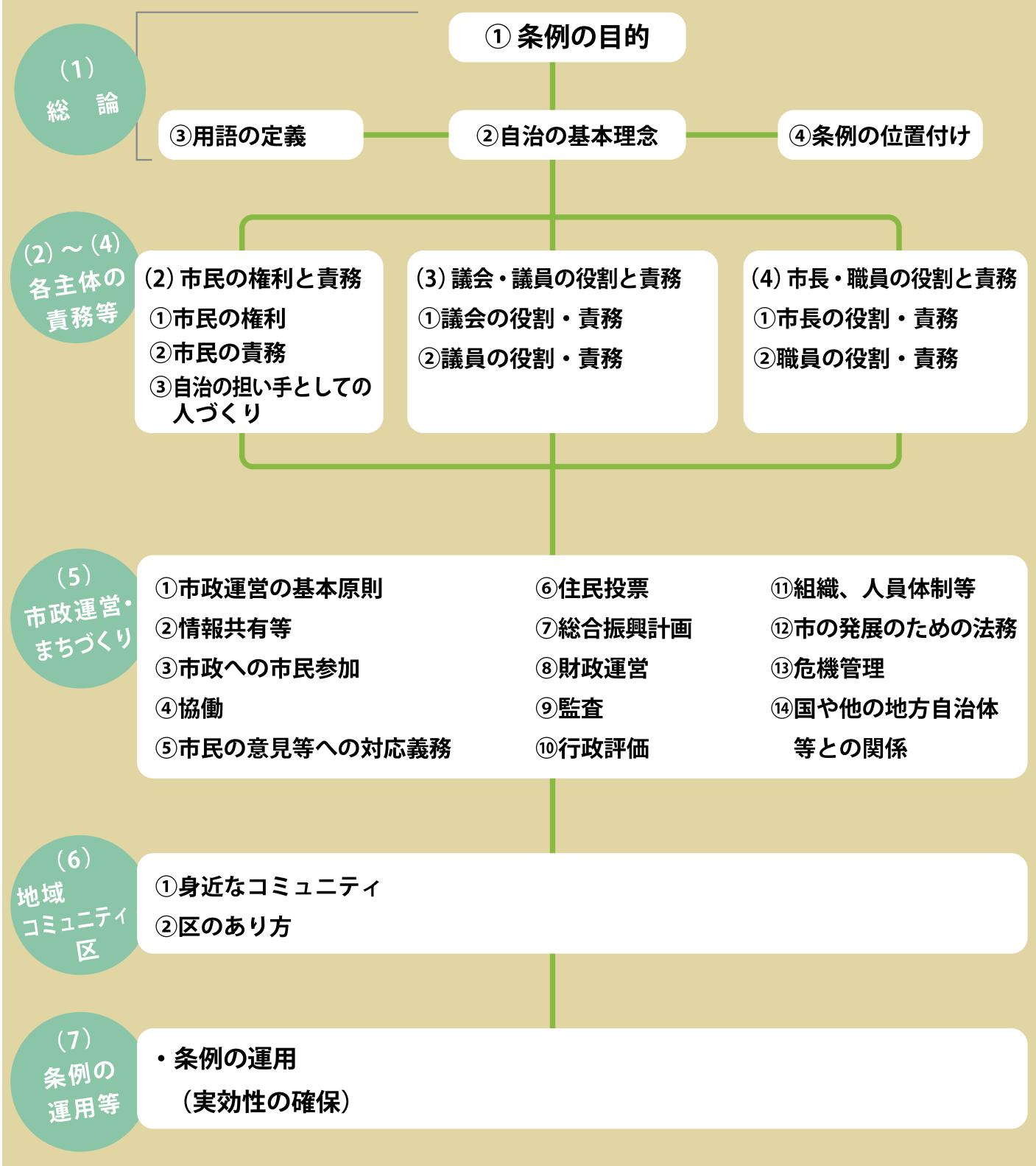
「中間報告」の中から市民に関係する主な部分を抜き出してみたよ。

全部を見たい人は市のホームページを見てね。
各区役所の情報公開コーナー、コミュニティセンター、図書館、公民館などでも見られるよ。



「中間報告」の全体イメージ（構成図）

「中間報告」は以下の構成でまとめられています。



市政への市民参加

- 議会及び市長等は、市民の意見を反映した市政の実現のため、政策等の立案、実施及び評価の過程など市政への市民参加の促進に努め、市民参加により検討等を行った結果や市政への反映状況などを適宜公表するものとする。
- 議会及び市長等は、多様な市民が市政に参加できるように、市民参加の制度や機会の充実に努めるとともに、市民参加に関する手続の簡素化に努めるものとする。
- 市長等は、市の重要な政策等の検討を行う審議会等において、公募等の方法により多様な市民を委員に選任するなど、積極的に市民参加の取組を進めるものとする。

協 働

- 市民と議会・市長等は、地域又は社会における共通の目的の実現並びに地域や市の課題の発見及び効果的な解決を図るため、次に掲げる原則に基づき、協働を推進するものとする。
 - （1）目的及び目標を共有すること。
 - （2）互いの立場や特性を尊重し、対等な立場で協力すること。
 - （3）それぞれの責任と役割を明確にすること。
 - （4）公平性、公正性及び透明性を確保すること。
- 市民と議会・市長等は、各々から協働の提案があった場合で、それが地域又は社会における共通の目的の実現及び地域や市の課題の解決に必要と認められるときは、協働の実現に努めるものとする。
- 議会及び市長等は、市民に対する協働に関する理解を深める機会の提供、市民の自発的な活動の支援、協働の場の設定その他の協働の推進のために必要な措置を講じるものとする。

身近なコミュニティ

- 市民は、暮らしやすい地域社会を形成するために、地域コミュニティ（身近な生活の場となる地域を構成する住民の集合体をいう。）を基盤とする自治会等の活動を通じて、地域の身近な課題の解決に積極的に協力して取り組むよう努めるものとする。
- 自治会等、市民活動団体、事業者など地域において活動する主体は、地域の身近な課題の解決に向けて、それぞれの自主性に基づき、相互に連携するよう努めるものとする。
- 市長等は、地域において活動する主体の自主性及び自律性に配慮しながら、その活動及び相互の連携に対して、必要な支援を行うものとする。